

ベトナムで始まった外国人の社会保険強制加入

—— 他人事ではなかった中国での出来事

外国人への社会保険加入を義務化する動きが新興国で広がっている。
 二国間社会保障協定で活路を見出す以外ない。

ホーチミン日本商工会議所 前・副会頭
 (現 復興庁 参事官)
滝本浩司

今年の7月、3年間のベトナム赴任から帰国した。今や、海外で働く日本人は約80万人となり海外赴任は当たり前なのだ実感する。と同時に、ベトナムでの社会保険への強制加入の問題を、ついこの前の出来事のように思い出した。

布石が打たれていたベトナム

ベトナムで外国人ビジネスマンが必ず直面するのは税務、通関、労務の3つの鬼門だ。2016年8月、私は何気なく参加したホーチミン日本商工会(18年4月からホーチミン日本商工会議所に改称)主催の「労働雇用基礎セミナー」で新たな問題が生じていることを知る。

壇上で労務法制を説明する日本人講師が「14年に改正された社会保険法にもとづいて18年1月からは外国人も社会保険の加入対象になる」と淡々と話すその言葉に、私は内心、マズイと思った。ベトナムの社会保険は、月々の保険料が基本月収の26%(雇用主18%+本人8%、17年6月から雇用主負担は17.5%に引下げ)と高く(図)、退職年金は20年間の加入実績がなければ受給資格がないなど、数年で帰国する外国人駐在員には加入メリットがない制度である。疾病や産休への補償制度もあるが、ベトナムの病院には朝5時頃から現地人の患

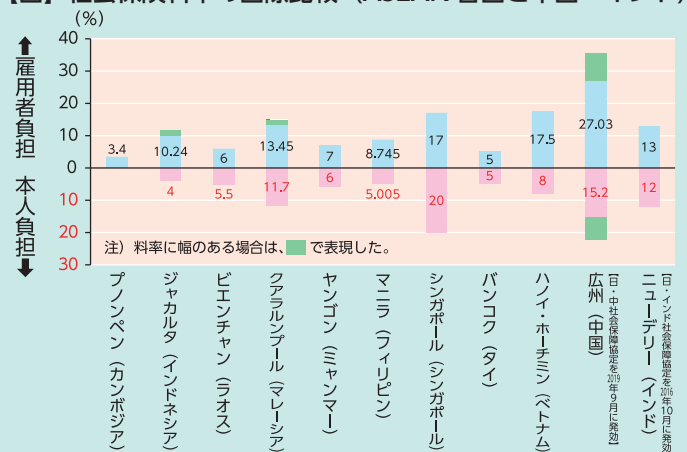
者が行列をつくっており、健康な人でなければ通えない、という笑えない現実がある。

中国で起きた事例に学ぶ

衝撃のセミナーから半年、何もできないまま年が明けて17年2月の大型連休、テト(旧正月)になっていた。外国人の加入開始となる18年1月まで残り1年を切ったが、やれるだけのことをやってみることにした。

まず、事務所のベトナム人スタッフに法律本文を確認してもらい、外国人の加入が義務ではなく任意と解釈できないか、加入対象の例外はないか、調べてもらった。すでにホーチミン市当局は「加入は義務」との見解をホームページで公表していたが、一方で、ベトナム労働省は

【図】社会保険料率の国際比較 (ASEAN各国と中国・インド)



出典：ジェトロ「投資コスト比較 (<https://www.jetro.go.jp/world/search/cost.html>)」(2018年度)より作成